

# 山口県報

平成19年  
3月30日  
(金曜日)

## 目次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)……………五

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………五

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一四



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第二十八号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第十二条の二」を「第十三条」に、

「第一目 総合政策局に属する出先機関(第十二条の三)

第二目 総務部に属する出先機関(第十三条―第十六条の二)」を

「第一目 総務部に属する出先機関(第十四条―第十六条)

第二目 総合政策部に属する出先機関(第十七条)

「(第十六条の三)」を、「(第十八条―第二十二条)」に、「(第十七条―第二十九

条)」を、「(第二十三条―第二十八条)」に、「(第二十九条の二)」を「第二十九条」に、「第五十三条の三」を「第五十三条の二」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第一条及び第二条第一号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第七条第六号中「職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則」を「職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則」に、「勤務時間等に関する覚書(昭和三十七年三月三十日締結)を「覚書」と、畜産員の勤務時間等に関する協定書(平成四年八月一日締結)」を「勤務時間等に関する協定書(平成十八年十二月十八日締結)」に改め、同号ル中「第五条」を「第四条」に、「休憩時間等」を「休憩時間」に改め、同号ラ中「第六条」を「第五条」に改め、同号ラ及びムを次のように改める。

ラ 協定書第一条第二項及び第三項の規定に基づき、組合員の勤務時間を定めること。

ム 協定書第一条第四項及び第五項の規定に基づき、組合員の勤務時間の割振りを行うこと。

第七条第六号ウからノまでを削り、同号中オをウとする。

第九条第一号イ(2)中「、山口県大島農地建設事務所長」を削り、同号ロ(6)、(28)から(30)まで、(34)及び(35)中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第九条第三号(2)中「出納局物品管理課長」を「会計管理局物品管理課長」に改め、同号(22)中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

第十条第三号ト中「総務部長」を「会計管理局長」に改める。

第十二条第二項中「第六号から第十一号」を「第五号から第十号」に、「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章第一節第一款第一目を削る。

第十三条を削り、第十二条の二を第十三条とする。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十六条の二を第十六条とする。

第十八条から第二十九条までを削る。

第十七条の五を第二十八条とする。

第十七条の四第一号チ中「職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則第六条」を「職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則第五条」に改め、同号ソ中「平成四年八月一日締結)第一条第二項」を「平成十八年十二月十八日締結)第一条第五項」に、「船舶員」を「船員」に改め、同条を第二十七条とする。

第十七条の三を第二十六条とし、第十七条の二を第二十五条とし、第十七条を第二十

三条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(美術館長委任事項)

第二十四条 美術館長に次に掲げる事務を委任する。

一 美術館の管理に関する事務

この号において山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号)を「条例」と、山口県立美術館規則(平成十九年山口県規則第十二号)を「規則」という。

イ 条例第三条各号に掲げる業務を行うこと。

ロ 条例第五条の規定に基づき、美術品等の観覧の手続を定めること。

ハ 条例第六条の規定に基づき、施設の使用並びに収集美術品等の熟覧、模写、模造及び撮影を許可し、並びに許可事項の変更を許可すること。

ニ 条例第八条の規定に基づき、利用者の観覧を拒み、及び条例第六条の規定による許可を取り消すこと。

ホ 条例第十条の規定に基づき、利用者が施設又は収集美術品等を損傷し、又は亡失した場合において、弁償を命じ、又は弁償金額の全部若しくは一部を免除すること。

ヘ 規則第二条第二項の規定に基づき、休館日に開館し、又は臨時に閉館すること。

ト 規則第三条第二項の規定に基づき、開館時間を延長し、又は短縮すること。

チ 規則第十条の規定に基づき、美術館の管理について必要な事項を定めること。

第二章第一節第一款第三目を次のように改める。

第三目 地域振興部に属する出先機関

(山口きらら博記念公園管理事務所長委任事項)

第十八条 山口きらら博記念公園管理事務所長に次に掲げる事務を委任する。

一 山口きらら博記念公園の管理に関する事務

この号において都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)を「法」と、山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)を「条例」と、山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)を「規則」という。

イ 法第六条第一項及び第三項の規定に基づき、都市公園の占用を許可し、及び許可事項の変更を許可すること(法第九条の規定による国からの協議を受けることを含む。)

ロ 法第八条の規定に基づき、法第六条第一項及び第三項の許可に条件を付すること。

ハ 法第十条第二項の規定に基づき、法第六条第一項及び第三項の許可を受けた者

に対して、原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置についての必要な指示をすること。

二 法第十七条第一項の規定に基づき、都市公園台帳を作成し、及び保管すること。

ホ 法第十七条第三項の規定に基づき、都市公園台帳を閲覧させること。

ヘ 法第二十七条第四項の規定に基づき、除去された工作物等を保管すること。

ト 法第二十七条第五項の規定に基づき、保管した工作物等を返還するため、条例第十一条の三第一項第一号に掲げる方法により公示をすること。

チ 法第二十七条第六項の規定に基づき、保管した工作物等を売却し、及び売却した代金を保管すること。

リ 法第二十七条第七項の規定に基づき、保管した工作物等を廃棄すること。

又 条例第二条第二項の規定に基づき、公園施設の使用日及び使用時間を変更すること。

ル 条例第三条第一項及び第三項の規定に基づき、都市公園内の行為の許可をし、及び当該許可に条件を付すること(許可事項の変更を許可することを含む。)

ヲ 条例第七条の規定に基づき、公園施設の使用を許可し、及び当該許可に条件を付すること(許可事項の変更を許可することを含む。)

ワ 条例第十一条の三第二項の規定に基づき、保管工作物等一覽簿を備え付け、及び関係者に閲覧させること。

カ 条例第十一条の四の規定に基づき、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くこと。

ヨ 条例第十二条の規定による同条各号に掲げる行為をした者からのその旨の届出を受けること。

タ 規則第十四条の規定に基づき、都市公園の管理について必要な事項を定めること。

第十九条から第二十二条まで 削除

第二章第一節第二款第二目を同款第一目とし、同目の次に次の一目を加える。

第二目 総合政策部に属する出先機関

(東京事務所長委任事項)

第十七条 山口県東京事務所長(以下この条において「所長」という。)に次に掲げる事務を委任する。

一 山口県東京事務所長の管理に関する事務

イ 所長の旅行命令(外国旅行命令を除く。)を発し、又はこれを変更すること。  
第二十九条の二第四項第一号二、同項第二号八及び同項第三号を削り、同項第四号イ

中、「(健康福祉部障害者支援課長と共管)」を削り、同号を同項第三号とし、同条を第二十九条とする。

第三十一条第二項第十六号中「昭和四十八年法律第百五号。」を削り、同条第五項第一号中イを(1)とし、ロからトまでを(2)から(7)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) 法第十八条第五項の規定に基づき、患者、保護者等に対する通知をする場合において、法第二十四条第一項に規定する協議会(以下この号において「協議会」という。)の意見を聴くこと。

(9) 法第十八条第六項の規定に基づき、同条第一項の規定により通知した内容を協議会に報告すること。

第三十一条第五項第一号中「リからレ」を「(11)から(23)まで及び(25)から(27)」に改め、同号子を同号(10)とし、同号リ中「第十九条第二項又は第四項」を「第十九条第三項又は第五項」に改め、同号中リを(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 法第十九条第七項の規定に基づき、協議会に報告すること。

第三十一条第五項第一号中又を(13)とし、ルを(14)とし、ヲを(15)とし、同号ワ中「法第二十四条第一項に規定する」を削り、同号中ワを(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 法第二十条第六項前段の規定に基づき、患者又はその保護者の意見を聴く職員を指定し、及び意見を述べる機会を与えること。

(18) 法第二十条第六項後段の規定に基づき、患者又はその保護者に対し、意見を述べるべき日時、場所及び勧告の原因となる事実を通知すること。

(19) 法第二十条第八項の規定に基づき、同条第六項の規定による意見の聴取をした者からの聴取書を受理すること。

第三十一条第五項第一号中力を(20)とし、ヨを(21)とし、タを(22)とし、同号レ中「チからユ」を「(10)、(11)及び(13)から(15)」に改め、同号レを同号(23)とし、同号ソ中「法第二十四条第一項に規定する」を削り、同号中ソを(24)とし、(24)の次に次のように加える。

(25) 法第二十四条の二第二項(法第四十九条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき、患者又はその保護者からの苦情の申出を受けること。

(26) 法第二十四条の二第二項(法第四十九条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき、職員を指定し、及び苦情の内容を聴取させること。

(27) 法第二十四条の二第三項(法第四十九条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき、苦情の処理の結果を通知すること。

第三十一条第五項第一号中ツを(28)とし、ネからウまでを(29)から(33)までとし、同号中中「ツからラ」を「(28)から(31)」に改め、同号中中を(34)とし、(34)の次に次のように加える。

(35) 法第三十七条の二第三項の規定に基づき、同条第二項の申請に対する決定について、協議会の意見を聴くこと。

第三十一条第五項第一号中ノを(36)とし、オからマまでを(37)から(40)までとし、(40)の次に次のように加える。

(41) 法第四十六条第五項前段の規定に基づき、新感染症の所見がある者又はその保護者の意見を聴く職員を指定し、及び意見を述べる機会を与えること。

(42) 法第四十六条第五項後段の規定に基づき、新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、意見を述べるべき日時、場所及び勧告の原因となる事実を通知すること。

(43) 法第四十六条第七項の規定に基づき、同条第五項の規定による意見の聴取をした者からの聴取書を受理すること。

第三十一条第五項第一号中ケを(44)とし、フを(45)とし、コを(46)とし、同号工中「クからヤ」を「(38)から(40)」に改め、同号中工を(47)とし、(47)の次に次のように加える。

(48) 法第五十三条の七の規定に基づき、健康診断実施者から受診者の数その他厚生労働省令で定められた事項についての通報又は報告を受けすること。

第三十一条第五項第一号テ中「ツからナ」を「(28)から(30)」に改め、同号テを同号(49)とし、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十三条第一号中レをノとし、タをヰとし、ヰの前に次のように加える。

△ 法第六十三条の三の二第一項の規定に基づき、障害児施設給付費等を支給することを決定すること。

ウ 法第六十三条の三の二第二項の規定に基づき、重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等を支給することを決定すること。

第三十三条第一号中ヨをヲとし、同号力中「ワ」を「ネ」に改め、同号中力をナとし、イからワまでをチからネまでとし、チの前に次のように加える。

イ 法第二十四条の三第一項の規定に基づき、障害児の保護者から障害児施設給付費の支給の申請を受けること。

ロ 法第二十四条の三第二項の規定に基づき、障害児施設給付費の支給の要否を決定すること。

ハ 法第二十四条の三第六項の規定に基づき、受給者証を交付すること。

ニ 法第二十四条の四第一項の規定に基づき、施設給付決定を取り消すこと。

ホ 法第二十四条の四第二項の規定に基づき、施設受給者証の返還を求めること。

ヘ 法第二十四条の七第一項の規定に基づき、特定入所障害児食費等給付費を支給することを決定すること。

第三十七條の二第一項中「農林水産部農業経営課」を「農林水産部農業振興課」に改める。  
 第三十七條の三第一項中「農林水産部水産振興課」を「農林水産部流通企画室」に改める。  
 第三十七條の五を削る。

第三十八條から第四十八條までを次のように改める。  
 (農林総合技術センター所長委任事項)

第三十八條 山口県農林総合技術センター所長に次に掲げる事務を委任する。  
 第三十八條 山口県農林総合技術センターの管理に関する事務

一 山口県農林総合技術センターの管理に関する事務

この号において山口県農林総合技術センター条例(平成十九年山口県条例第五号)を「条例」と、山口県農林総合技術センター規則(平成十九年山口県規則第三十三号)を「規則」という。

イ 条例第三條各号に掲げる業務を行うこと。

ロ 条例第五條の規定に基づき、施設の使用を許可し、又は許可事項の変更を許可すること。

ハ 条例第六條の規定に基づき、施設(花き振興センターを除く。)の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

ニ 条例第八條の規定に基づき、使用者が施設又は器材器具を損傷し、又は亡失した場合において、弁償を命じ、又は弁償金額の全部若しくは一部を免除すること。

ホ 規則第二條第二項の規定に基づき、施設(育成管理施設及び花き振興センターを除く。へにおいて同じ。)の使用日を変更すること。

ヘ 規則第三條第二項の規定に基づき、施設の使用時間を変更すること。

ト 規則第七條第二項(規則第九條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、入牧の期日及び場所を指定すること。

チ 規則第八條の規定に基づき、使用期間の満了前に乳用牛等を退牧させること。  
 リ 規則第十二條の規定に基づき、農林総合技術センター(花き振興センターを除く。)の管理について必要な事項を定めること。

(花き振興センター所長委任事項)

第三十九條 山口県農林総合技術センター農業技術部花き振興センター所長に次に掲げる事務を委任する。

一 山口県農林総合技術センターの花き振興センターの管理に関する事務

この号において山口県農林総合技術センター条例を「条例」と、山口県農林総合技術センター規則を「規則」という。

イ 条例第六條の規定に基づき、花き振興センターの使用を拒むこと。  
 ロ 規則第二條第二項の規定に基づき、花き振興センターの使用日を変更すること。

ハ 規則第三條第二項の規定に基づき、花き振興センターの使用時間を変更すること。

ニ 規則第十二條の規定に基づき、花き振興センターの管理について必要な事項を定めること。

(農業大学校長委任事項)

第四十條 山口県立農業大学校長に次に掲げる事務を委任する。

一 研修教育に関する事務

この号において山口県立農業大学条例(昭和五十八年山口県条例第二十五号)を「条例」という。

イ 青少年その他の農業を担うべき者に対し、農業経営及び農村生活の改善に関する研修教育を行うこと。

ロ 条例第三條第二項の規定に基づき、入校資格の認定をすること。

ハ 条例第五條の規定に基づき、入校の許可をすること。

ニ 条例第六條の規定に基づき、入校の許可を取り消すこと。

第四十一條から第四十八條まで 削除

第五十條から第五十三條までを次のように改める。

第五十條から第五十三條まで 削除

第五十三條の二を削る。

第五十三條の三第一号中「職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則第六條」を「職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則第五條」に改め、同条を第五十三條の二とする。

第五十七條中「及び長門土木建築事務所長」を、「長門土木建築事務所長及び萩土木建築事務所長」に改める。

第六十二條第二号イ(19)中「第二百三十八條の四第三項」を「第二百三十八條の四第七項」に改める。

第三章の章名中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第六十六條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

会計規則別表第二の下欄に掲げる課及び庁以外の出先機関に属する財務会計に関する事務であつて、会計管理者の権限に属するものうち、会計管理者をして会計管理  
 局会計課長(以下「会計課長」という。)を命ぜられた出納員に委任させた事務は、  
 次のとおりである。

第六十六条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

会計規則別表第二の下欄に掲げる課及び麻以外の出先機関に属する財務会計に関する事務であつて、会計管理者の権限に属するものうち、会計管理者をして物品管理課長を命ぜられた出納員に委任させた事務は、次のとおりである。

第六十六条第二項第一号タ及びネ中「出納長」を「会計管理者」に改める。  
第六十七条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条の規定により本庁の出納員に委任された事務であつて、分任出納員が置かれた課に属するものうち、当該出納員をして当該課の分任出納員に委任させた事務は、次のとおりである。

第六十九条中「の出納員に、当該麻を削り、「のうち、出納長」を「であつて、会計管理者」に、「次に掲げる事務を委任する」を「ものうち、会計管理者をして当該麻の出納員に委任させた事務は、次のとおりである」に改め、同条第二号(15)及び(19)中「出納長」を「会計管理者」に改める。  
第七十条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条の規定により会計規則別表第三の上欄に掲げる麻の出納員に委任された事務であつて、分任出納員が置かれた当該麻又は当該麻に応じて同表の下欄に掲げる麻以外の出先機関に属するものうち、当該出納員をして当該麻又は当該出先機関の分任出納員に委任させた事務は、次のとおりである。  
第七十一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第二十九号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表六の項中「試験場」を「農林総合技術センター」に、「環境保健研究センター」を「環境保健センター」に改め、別表第一の九の表を次のように改める。

九 農林総合技術センター使用料の額

区 分	金 額		備 考
	宿泊する場合	宿泊しない場合	
農業者研修教育施設	円四百四十	円六十	宿泊する場合の使用時間は、午前九時から翌日の午前九時までとする。
森林・林業研修施設	円四百四十	円六十	

別表第一中十の表を削り、十一の表を十の表とし、十二の表を十一の表とする。  
別表第二中十の項を削り、九の項を十の項とし、八の項の次に次のように加える。

九 農林総合技術センター	農林総合技術センター使用料	乳用牛等育成管理施設にあつては、四半期ごとに一括して納入することとし、毎四半期の末日から二十二日以内とする。ただし、当該使用料の徴収の対象となる利用が四半期の途中で終了した場合にあつては、その終了の日から二十二日以内とする。
--------------	---------------	--

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第三十号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「吏員は」を「職員は」に改める。

第五十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その者が代理人により電子申告をしようとする者である場合には、電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書を添付することを要しない。  
第五十九条第六項中「第三項」を「第三項本文」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書を添付することを要しないものとする。

第五十九条第七項中「規定」の下に、「(第三項ただし書の規定を除く。)」を加える。  
 第六十条第三項中「情報」の下に、「(以下「申告情報」という。)」を加え、後段を削り、次のただし書を加える。

ただし、代理人により電子申告をする場合であつて、前条第四項の規定により通知された本人の識別符号をその使用に係る電子計算機に入力し、当該識別符号を知事の使用に係る電子計算機に送信するときは、電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書を添付することを要しない。

第六十条に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合においては、当該代理人は、申告情報に電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書を添付しなければならない。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「山口県事務職員」を「山口県職員」と改める。

別記第三号様式中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」と、「当該公定歩合」を「当該基準割引率」と改める。

別記第四号様式中

徴 収 金 の 内 訳			
5	01	7	税 目
			税 目
		9	税 額
			税 額
		10	整理番号 (登録番号)
			整理番号 (登録番号)
		17	

徴 収 金 の 内 訳

徴 収 金 の 内 訳			
5	81	7	税 目
			税 目
		9	税 額
			税 額
		10	自動車 ナンバー区分
			1 山
			2 山口
			3 下関
		18	

18	26	30	税 額
			税 額
	19	26	27
			29
			改正

別記第六号様式(その1)中

「県税 (納付 (納入) 書 (兼領収証書) 公」を

「山口県 都道府県コード 350001 県税 納付 (納入) 書 (兼領収証書) 公」と

「山口県事務職員」を「山口県公務員管理員」と

5	01	税 目	7	税 目	9	整理番号 (登録番号)	10	整理番号	17
---	----	-----	---	-----	---	----------------	----	------	----

様  
を  
様

5	81	税 目	7	税 目	9	整理番号 (登録番号)	10	整理番号	18
						自動車 ナンバー区分 1 山 2 山口 3 下関			

様

18	期別	26	30
月	年	月	日から
分	年	月	日まで
申告	予定	中間	確定
区分	修正	更正	決定

様

19	賦課	26	27	29
年度	年度	年	月	日から
期別	期別	年	月	日まで
月	月	年	月	日まで
分	分	年	月	日まで
申告	予定	中間	確定	
区分	修正	更正	決定	

様

県 税 事 務 所  
 山口県総務部税務課

領 収 日 付 印

取りまとめ局 郵便局	取りまとめ店 銀行 店
---------------	----------------

様

県 税 事 務 所  
山 口 県 総 務 部 税 務 課

領 収 日 付 印

上記のとおり領収しました。

改め。

山口県大川警察(No.11) 中

「県税

納入書 (兼領収証書) 公」 様

「山口県

都道府県コード  
350001

県税

納入書 (兼領収証書) 公」 様

「下関公

番 加 入 名

山 口 県 出 納 長

様

「

番 加 入 名

山 口 県 会 計 管 理 者

様

「01」 様

申告月		18	20
申告区分	26	納 入	27

申告月は (営業) 期間の月の翌月を記入してください。

「81」 様

様

申告区分	1	申告	3	決定	4	更正
期 間	年	月	日から	年	月	日まで

申告年月	19	20	22
申告区分	27		29

申告年月は (営業) 期間の月の翌月を記入してください。

様

申告区分	01	申告	05	決定	06	更正
期 間	年	月	日から	年	月	日まで

「96  
月 日」

「93  
月 日」

「95  
月 日」

県 税 事 務 所		領 収 日 付 印
取 引 先 取 引 先 名 取 引 先 番 号	取 引 先 種 別 取 引 先 番 号	
取 引 先 番 号 取 引 先 名 取 引 先 番 号	取 引 先 種 別 取 引 先 番 号	

県 税 事 務 所

領 収 日 付 印

上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印  
 県 税 事 務 所  
 取 引 先 名  
 取 引 先 番 号  
 取 引 先 種 別  
 取 引 先 番 号  
 取 引 先 種 別  
 取 引 先 番 号

「81」

実績月	18	年	30	月分
申告区分	26	納付	27	
実績月は(営業)期間の月を記入してください。				
申告区分	1	申告	3	決定
期	年	月	日から	
間	年	月	日まで	

実績年月	19	年	22	月分
納入区分	36	申告区分	27	
実績年月は(事業)期間の月を記入してください。				
納入区分	0	納入	1	納付
申告区分	01	申告	04	賦課決定
申告区分	05	決定	06	更正

山 口 県 報

領収年月日	91年 月 日	96年 月 日	97	97
徴収猶予期限	年 月 日	年 月 日	徴猶	徴猶
		収納区分		徴収日付印
		郵便局		領収日付印
		取しまとめ局		取しまとめ店
		〒		銀行
		郵便局		店

を

領収年月日	91年 月 日	93年 月 日	95年 月 日	97	97
徴収猶予期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	徴猶	徴猶
		収納区分		徴収日付印	徴収日付印
		郵便局		徴収日付印	徴収日付印
		取しまとめ局		取しまとめ店	取しまとめ店
		〒		銀行	銀行
		郵便局		店	店

を

上記のとおり領収しました。

改め。

「国民銀行」様は「おける公定歩合」や「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に「当該公定歩合」や「当該基準割引率」に改め。

国民銀行十九町支店の様へ

区分	均等割のみ	所得割のみ	均等割と所得割の合算	計
普通徴収	10	12	17	18
特別徴収	1	4	23	21
計	1	6	29	30
				35
				36
				41

を





狩 獵 者 の 登 録 の 区 分	1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係るもの			2 放鳥獣猟区のみに係るもの			3 2の狩獵者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係るもの		
	網・わな銃猟 第一種銃猟 有・無	網・わな銃猟 第二種銃猟 有・無	網・わな銃猟 第一種銃猟 有・無	網・わな銃猟 第二種銃猟 有・無	網・わな銃猟 第一種銃猟 有・無	網・わな銃猟 第二種銃猟 有・無	網・わな銃猟 第一種銃猟 有・無	網・わな銃猟 第二種銃猟 有・無	網・わな銃猟 第二種銃猟 有・無
税 額 の 区 分	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
税 額	16,500円	11,000円	5,500円	4,100円	2,700円	1,300円	12,300円	8,200円	4,100円

山口県収入証紙はり付け欄  
(納税済印押印欄)

狩 獵 者 の 登 録 の 区 分	狩獵者の登録に係る狩獵免許の種類	当該年度の県民税の所得割額の有無	税額の区分	税 額	山口県収入証紙はり付け欄 (納税済印押印欄)
1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係るもの	第一種銃猟	有・無	1号	16,500円	
		無	2号	11,000円	
		有・無	3号	8,200円	
	網猟又はわな銃	無	4号	5,500円	
		有・無	5号	5,500円	
		有・無	1号	4,100円	
2 放鳥獣猟区のみに係るもの	第一種銃猟	無	2号	2,700円	
		有・無	3号	2,000円	
		無	4号	1,300円	
	網猟又はわな銃	無	5号	1,300円	
		有・無	1号	12,300円	
		無	2号	8,200円	
3 2の狩獵者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係るもの	第一種銃猟	有・無	3号	6,100円	
		無	4号	4,100円	
		有・無	5号	4,100円	
	第二種銃猟	有・無	1号	12,300円	
		無	2号	8,200円	
		有・無	3号	6,100円	

「放鳥」を「網」又は「わな」銃猟とする。また、「放鳥」を「網」又は「わな」銃猟とする。また、「放鳥」を「網」又は「わな」銃猟とする。

(3) 3号 網漁免許又はわな漁免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次に掲げるもの  
 ア 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者  
 イ 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）

別記第五十三号様式の注一に次のように加える。

(4) 4号 網漁免許又はわな漁免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、3号に該当する者以外のもの

(5) 5号 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者

別記第五十三号様式の注二中「2号」を「2号又は4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別記第三号様式、別記第八号様式、別記第五十三号様式から別記第五十五号様式まで、別記第七十一号様式及び別記第七十八号様式の改正規定、別記第三百三十三号様式の改正規定（「20万円」を「15万円」に改める部分に限る。）並びに別記第三百三十八号様式及び別記第三百五十一号様式の改正規定 公布の日
  - 二 第五十九条及び第六十条の改正規定 平成十九年四月二日
  - 三 別記第三百五十三号様式の改正規定 平成十九年四月十六日
- (経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第四十九号様式の規定は、平成十九年度分として決定した個人の県民税に関する報告から適用し、平成十八年度分として決定した個人の県民税に関する報告については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別記第五十一号様式の規定は、平成十九年四月一日から同年六月三十日までの期間分の徴収取扱費の額の算定から適用し、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間分の徴収取扱費の額の算定については、なお従前の例による。

4 平成二十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間分までの徴収取扱費の額を算定する場合における改正後の規則別記第五十一号様式の規定の適用については、同様式中「3,000円」を「4,000円」とする。

5 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による納税通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十一号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

山口県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式の注一中「おける公証会社」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」及び「当該公証会社」を「当該基準割引率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十九年三月三十日印刷  
 平成十九年三月三十日発行

発行所 山口県庁  
 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）